

# 清代の捐納と官僚社会の終末 (下)

近 藤 秀 樹

## 五

ここでなぜ当時の士大夫が孜孜として挙業にはげみ、また高額の資金をもって官僚の缺を<sup>あが</sup>あがなつたかについてふれねばならない。結論からいって、それは当時の中国社会において官僚稼業がもつとも有利な利殖の途とみなされたからである。いったん官僚となれば終身の特権を享有し、その家(官戸)は明代に成立した一条鞭法によって、やがて清代に賦役が銀納化せられ地丁銀として田税に併入されるまでは、賦役免除の特権をあたえられていた。このように官僚はその固有の財産を保護されたのみならず、「三年清知府、十万雪花銀」といわれ、清廉な知府でも、三年任にあれば白銀一〇万両の収入はかたく、三代の子孫をやしなえるものとされていた。これら官僚の収入は正規の俸給

と、雍正年間に支給がはじめられた養廉銀と、行政費としての公費とからなっていた。知県に例をとれば、正俸は七品官規定の毎歳四五両、養廉銀は缺によって多寡があつたが六〇〇両ないし二、〇〇〇両、公費は約一〇〇両であつた。しかし、清代の搢紳各層の業種別収入を推計した Chung-i Chag 張仲礼: THE INCOME OF THE CHINESE GENTRY, University of Washington Press, Seattle, 1962 (三二頁)によれば知県一年の額外収入は約五二、五〇〇両とみつもられている。この正額収入をはるかにうまわる収入は、もっぱら「中央朝廷も人民も、その慣行が慣行の枠内においておこなわれるかぎりは、不当なものとか汚職とはかんがえられていなかった」(前同二〇頁)とところの規費(附加税)の慣行による収入であつた。

この官僚の莫大な収入には、中国固有の大家族制集団で

ある宗族や、家丁・長随などの私的使用人が寄生し、さらに幕友への謝金もここから支払われたが、なおその「純益」は土地をはじめ家屋・金融・商業などの営利事業に投ぜられる資金となったのである。

かかる莫大な官僚収入が目前にあればこそ、国都での会試におもむくための旅費（公車費）を工面するためには、祖先伝来の土地を手放すこともあったし（張英「恒産瑣言」、また土地を売って捐納資金を調達することもあったのである（Chung-li Chang 前掲書所引、朱奎慶「四十年艱辛記」）。また、この官僚業の利殖性に目をつけてこれに融資する金融業者もおり、赴任まえに金（京債）を貸しつけ、任地に同行してとりたてたり、ときには幕友や長随じしんがこれを兼業することもあった（汪輝祖『学治臆説』巻上「勿令幕友長随為債主」）。極端なばあいには、官僚の収入は共同出資の営利事業（合夥）の対象とさえなった。清末の捐納盛行はこの傾向に拍車をかけたようである。さきにひいた同治元年（一八六二）の裴徳俊の贖陳時務八条疏には「……衆商一人を夥捐して出名赴官し、衆人随同して牟利変詐す」とあり、さらに「僕隸皂胥、教人を合して以て捐し、一人得缺の後、

余は手足となり、重利を獲するを俟ちて次第に報捐す」（光緒朝東華錄元年正月辛酉・候補郎中魏綱奏）といわれたが、つぎにしめす清稗類鈔・爵秩「五人公捐知県」はこれをかたつて余すところがない。

捐例開かれてより、遊手好閑の徒、おおむね官を以て市を為す。越人（浙江省人）最も多し。官の歳入は県令とくに鉅なり。年に数千金を得る者は、（笑りの）瘠い缺たり。然れども他項の商業に視れば、すなわち独り贏る。腹き者は多きこと十万に至る。また僅かに錢糧・漕米の平余（規費の一種）につきてこれを計るのみ。

（浙江）山陰（県）の蔣淵如はその利に遅れること久し。しかれども捐資の鉅なるに苦しむ。その友唐文卿・陳白生・王平齊・呂少川とこれを謀るに及び、資を醜して上捐す。最新花様の最優班次の候補知県を得たり。ここに於いて彼此約定し、蔣を（県）令となし、唐を刑幕となし、陳を錢幕となし、王を錢漕（錢糧・漕米を司る家丁）となし、呂を門稿（公文書を胥吏からとりつぐ家丁）となし、以て利の外に溢るるを免る。歳入の多金の事は、みな醜資する者これを得、……出資の大小を按じて以てこれを定めんとす。協商緒につき、神に盟い、血を歌りて誓をなすに『聞言することなかれ』と。越えて数月、某邑

(県缺)を得たり。腹缺なり。けだし鄭工捐例の第一(期限)に乗じて出資上免すれば、故に捷足に先得せるなり。……部(属の人)民の金を置して以て邑廨(県衙門)に入ること、歳ごとに二十余万兩。三載ねんごとの考績に、蔣は「貪」を以て褫職さる。

しかれどもすでに唐・陳・王・呂四人と満載して帰る。……

ここにはもつとも露骨に当時の官僚稼業の営利性がえがきつくされているといえよう。かくしてえられた官僚収入は、さきへのべたように種々の営利事業に投資されたが、なかでも土地への投資が官僚なかまでは推奨されたようである。光緒重修湖南巴陵県志卷三四人物志四列伝七の方大湜伝には

(方大湜)又言う。「さきに忠文(胡林翼)かつて許魯齋(許衡。元代の学者)の学者治生の説をあげて謂うならく、『宜しく廉俸を積みて田を買い、先ず退くべきの計をなせば、乃ち官に縛らるるに至らず』と。我今に至りて内顧の憂なく其の志を行を得るは、文忠の教えなり」と。大湜の官に居ることすでに久しきは、文忠より聞く所のものに本づけばなり。

胡林翼によって買田退官の計を説かれた、とある。官僚による大土地所有はしばしば指摘されることであるが、中国の「陞官発財」(官になって財をなす)という言葉は、この

官僚稼業の営利性をいつたものであり、もちろん一定程度の財を前提としたではあろうが、清代の社会は「発財」して「陞官」したのではなく、それはまさに「陞官発財」だったのである。

しかし、清末の社会は、さきへのべたように、捐納価格のあいづく減成にもかかわらず、すでに官僚稼業のその営利性がうしなわれて、すでにそれに応ずるもののないような社会が現出したのであった。それはいかにしてもたらされ、いかなる状況を露呈したのか。その主要な原因は分発制にあつたのであるが、それについては、雍正時代の外補の制の創定にさかのぼってのべねばならない。

## 六

雍正時代に創案され、乾隆時代に法制化された外補の制は、さきへのべた吏部における月選につきの二点で改良をくわえて成立したものである。(くわしくは前掲拙稿を参照していただきたいが)まず第一に、それまで正印官が公務出張やあるいは交代などによって任地を空白にするばあいには、原則として他の正印官が臨時に兼務(署理)するのが慣例で

あつた。このさいに署理の官が本来の責任が軽い臨時の缺において苛斂誅求するなど、署理にまつわる弊害がおおきかつたのである。これを除去するために、雍正帝は署理専門の予備員ともいふべき委署試用人員なるものを各省に派遣し配置することにした。さらに第二に、それまで皇帝じしんの直接任命である総督、巡撫、布政・按察兩使および道員など地方監督官僚のほかは、全中国の官僚人事の異動は、新任、陞任をとわず、すべてを吏部の月選によつて処理されていた。そのさい個々の候選者を缺にわりあてるのは明代らしい掣籤しやくせんの法によつていたのであつた。掣籤の法はもとも任用にさいして情実など他からするところの人事異動にたいする干渉を排するためにもちいられた方法であつたが、反面、任用されるがわの人物の能力の優劣と、その行政内容に難易のいちじるしい缺の多様性（繁、簡の別という）とを無視して、これを機械的にしかむすびつけえない欠点がある。その採用にたいしては往々にして現実の行政事務に未経験な新人がいきなり繁缺をひきあてたり、経験豊富な旧人が陞任にあつて簡缺をひきあてるといったことがあつたわけである。外補の制では、まず全

國の缺の繁簡の程度をつぎの四点で分類・登録させた。すなわちある缺が交通頻繁な要処にあることを衝、政治行務が複雑多岐にわたつてゐることを繁、税糧が滞納しがちであることを疲、風俗純朴ならず犯罪事件がおおいことを難の各字をもつて表現し、それぞれの缺が、この四字のうちのいくつをかねるかを査定申告させた。そのうち四字・三字の繁缺を調缺と名づけて地方督撫管轄で任用をおこなう缺とし、この缺員はすべて督撫によつてすでに経験豊富な現任官僚のなかから皇帝に推選し、横すべり（対品調補）させることで補充し、のこる二字・一字・無字の簡缺を選缺（また部缺）と名づけ、これらは従来どおり吏部における月選管轄の缺とし、実務未経験で能力未知数である新任官僚と、さきに配置した委署試用人員の実職への任用とは、すべてこの選缺からはじめることにした。この結果、新人はすべて簡缺から登用され、繁缺にはつねに行政事務に経験豊富な現任官が横すべりして任用されることになつた。さらに乾隆時代にはいと、調缺のあるものを題缺と指定し、題缺の欠員にさいしては同級位現任官の横すべりのみならず、下級位官僚の陞任をもゆるすことにした。かくして従

来は個別的に月選に直結していた各級の缺は、雍正帝の調  
缺設置によって、まず各省各級ごとに横の連絡がつけられ、  
さらに乾隆帝が題缺を制定するに及んで、上下級間に縦の  
連絡もつけられ、その異動の推選を地方督撫がおこなうこ  
とになって、外補の制は各省ごとにひとつの自己完結的な  
官僚陞進の制度として成立をみたのであった。

いうまでもなく、独裁君主が全官僚の人事異動をその膝  
もとにある吏部に集中して掌握していたのは、その独裁権  
力貫徹の具体的な保証ともなっていたのである。それが、  
最終的にはなお依然皇帝の裁可によって左右されるとはい  
え、銓選運営の一部を吏部の月選からきりはなして地方督  
撫の外補にゆだねたことは、皇帝の独裁権に対立するところ  
のあらたな督撫権力の出現をまねきかねない緊張をもた  
らしたものであった。この緊張のうちにあって、独裁権力を  
皇帝が確保する手段として、これら督撫をはじめ地方監  
督官僚を個別に秘密書簡で統禦する、いわゆる奏摺政治  
(宮崎市定「雍正殊批諭旨解題」『東洋史研究』五の四参照)があ  
ったのであるが、その奏摺政治が乾隆いご法制化され、や  
がて形式化して墮落するにもなつて、やがて督撫権力の

増大が現実のものとなつていった。それはまず、吏部と督  
撫のあいだにおける選缺と題・調兩缺すなわち外補の缺と  
のうばいあいになつてあらわれたが、ここでは清末の政界  
に深刻な問題をなげかけた分発委署試用人員に注目しつつ、  
この動向をおつてみたいとおもう。

雍正の末期には、全国各省に委署試用人員が分発されて  
いたが、乾隆帝は即位の元年(一七三六)、戸部左侍郎李紱  
の上奏にもとづいて、雲南・貴州・四川・広東・広西など  
国都との往返に時日を要する辺省をのぞき、その余の近省  
には分発を一切停止せしめた。それには委署試用人員を濫  
発しては、在部候選者に僥倖陞進の途をひらき、その任用の  
順次をくずすことになるし、督撫には地方行政の簡なるを  
繁といつわる口実をあたえ、いたずらに奏摺を紛糾させる  
はよろしくない、という理由がつけられていたが、その真  
因は、できるだけ銓選の権を独裁君主たるものの掌中に確  
保しようとするにであったことはいうまでもない。この意志  
は乾隆一五年(一七五〇)に政務多端を理由に直隸省に、さ  
らに一七年(一七五二)には海疆の省分として特別視された  
福建省に常時の分発を許可したときにも堅持されていた。

しかるに、二二年（一七五七）に两江総督尹繼善の奏請によつて河工事例をひらいたさいに、二年間の期間つきではあるが、分発の捐納をゆるしたことがある、という（許大齡前掲書四二頁）。乾隆帝の分発にたいする意向が、なぜにわかに一変して弛緩したのか。乾隆二二年に帝は完整ごまもない外補の制が、督撫の私的情実によつて運用されてい  
ない確証をえて、かれらにたいする猜疑心をはらした歳であつた（前掲拙稿参照）。少々の分発を弛緩しても、なおその統禦は易々たるものとの判断にでた処置であつたであらうか。あるいは分発の地方を（河工関係の缺にでも）限定したのであらうか。いま、その真相をつまびらかにしえない。しかし、乾隆帝のこの措置は、すべて先例をたてにとつて皇帝に譲歩をせまり、みずからの権限の拡張をはかる官僚にとつては絶好の躍頭堡となつたのであつた。乾隆三九年（一七七四）川運事例をひらいたさいにも、分発の捐納をゆるしたが、さらに翌四〇年、川運事例の停止にさいし、暫行事例の期限終了ごは、そのうちの教条を酌留して常例にくりいれるという先例にしたがつて、分発の一条を常例にくりいれたのであつた。すなわち、在部候選者は不論雙單

月選用までの資格をえたばあい、さらに分発銀兩——知県のばあい一、二〇〇兩を加捐すれば、常時地方に転出して督撫のもとで任用をまつことが、できるようになつたのである。この常例への酌留決定をつたえる乾隆頒発条例不分卷（東大東洋文化研究所・大木文庫蔵）の乾隆四〇年一月二二日「奏准川捐通捐分発捐免考試保奉試俸坐補及捐実援捐復各条例列入常捐例内隨時報捐」は、その理由を、数年あ  
るいは一〇数年候選している者が「なし得べき時に皇恩に報ゆる（及時報効）の念を遂げさせる」ためであり、かかる処置をとつても「銓法においては妨碍なし」とみじかくのべているのみである。じじつ、嘉慶四年（一七九九）の川楚善後籌備事例をひろくにさいしての大学士伯和らの答審に「正途出身者の任用も順調である」から捐納の実施もさしつかえなしと強調していたことをおもえば、あるいはこのころの分発は佐貳雜職のたぐいがおおく、正途出身者の銓選体系を妨碍するほどの存在にはなつていなかったのかも  
しれない。しかし、この常例への酌留でこれいご月ごとに委署試用人員の分発がつづいたことは、さきに参照した乾隆五一年（一七八六）の摺紳全書に、それいぜんの摺紳全書

にみられなかった「乾隆五年三月四庫館議叙及川運例捐納分發掣籤人員」の一覧名簿があらたに末尾に附せられ、いご清末までの摺紳全書に「分發」の名簿がくわえられている事実によってあきらかである。

雍正および乾隆初年の分發にたいする独裁君主の警戒的態度を、にわかにはここまで軟化させた背後の事情は、いったいなんのであったのであろうか。これをいま精確にあきらかにすることはできない。年代をおつて皇帝がわの分發についての言及をひろえば、乾隆五八年（一七九三）には、捐納分發人員がいるにもかかわらず臨時の政務増大にたいする人員の欠乏（差委需人）を理由に、近省の督撫が分發を奏請するのにたいして、かさねて禁令を厳にしている（東大東洋文化研究所大木文庫蔵・乾隆条例殘卷・同年二月二十九日「吏部奏請増改銓選處分則例」）。このころの捐納分發人員は、もっぱら佐貳雜職の官がおおく、正印官候補の分發はなおすくなかったらしく、このときの禁令も正印官の分發奏請にたいする牽制であつたのかもしれない。そして嘉慶四年（一七九九）に前述したように正印官の捐納を一般人にも開放したとき、給事中広興が「俊秀・附生にして道・府・知

州・知県（などの正印官）を捐納した者は、その実缺への（直接の）銓選を停止し、分發を加捐させて、各省を掣籤せしめ、各督撫をして留心試看せしめ」三年の試用期間をまけて、実缺に補用しようという奏請にたいし、「もし初め開例の時に於いてこの条奏を行えば、もとより採取して施行すべき」案であるが、すでに部選での選考を約して捐納せしめた者に、にわかには銓選を停止してさらに分發を加捐せしめるのは、「政体に於いても亦殊に閑礙あり」として、この俊秀・附生の実職捐納人員を分發試用させる案をしりぞけている（仁宗實錄・嘉慶四年二月丁酉）。時宜を失した上奏としてしりぞけられてはいるが、正印官の候選者を各省に分發し試用期間において実缺に選用する案そのものについての警戒的態度は、このときすでにみられない。むしろ、それをやってもなおおじゆうぶんに分發人員を中央權力の統禦のうちにおける自信がうかがわれる、といつてよいであらう。

しかし、嘉慶一〇年（一八〇五）に進士の即用知県を各省に掣籤分發せしめたときの理由は一変している。すなわち「新進士を以て知県に即用するは、もと其れをして早日に

服官せしめ、もつて造就に資せしめんと欲すればなり。近  
来、録用の人員較多（比較）く、銓選に壅滞なくんばならず。需次（じゅんばん）  
なお復た稽遲す」るからと云うにあつた（嘉慶朝東華錄・一  
〇年五月丁酉）。この処置は在部候選期間に進士即用知県を  
各省に分発し、そこで外補させることによつて長すぎる在  
部候選期間の空白をうめようとする意図にでたものである  
ことはあきらかである。これは分発と外補の制が設けられ  
た所期の目的を放棄し、これを部選の壅滞を安易に解消す  
る手段に悪用している、といつてよい。かつての独裁君主  
と督撫など官僚とのあいだの人事選任権をめぐる緊張した  
関係は、ここに及んで弛緩し、独裁君主の媚態的権力放棄  
として結果しているのである。

もちろん、当時この皇帝の態度がただちに現実の社会問  
題に発展するところまで事態は深刻ではなかつた。しかし、  
嘉慶末年には、まず捐納価格が格段にやすい佐貳雜職（本  
稿上第五表参照）の分発が、社会問題化しはじめた。すなわ  
ち、嘉慶二五年（一八二〇）に吏部における未入流官候選者  
は九、〇〇〇人へのぼつたが、一年に吏部で選用できる未  
入流官はせいぜい数十人というありさまに、これら候選者

は分発を加捐して外補による選用に殺到し、「各省の佐（貳）  
雜（職）は過多にして缺に補するに期なし。省城に閑住する  
に、旅食つづかず、よつて作奸犯科の案、比々として皆然  
り。」という状態であつた（東大東洋文化研究所大木文庫蔵・道  
光条例不分巻・元年五月初八日「各省督撫」）。このためまず直  
隸にはじまり山東・江蘇など十三省の督撫の上奏にもとづ  
いて、ひとしく佐貳雜職の分発を暫時停止せざるをえなく  
なつたのである。ここにいたつて、独裁君主権力と督撫官  
僚との銓選をめぐる緊張した関係は、奇妙なおしつけあい  
の関係へとかわつていった。やがて分発人員の外省におけ  
る壅滞は、太平天国期の捐納価格の減成によつて、正印官  
にもあらわれるようになるのであるが、その趨勢をまえに  
して、独裁君主がわの意向は、つぎの滿洲高級官僚が道光  
帝に示唆した秘密書簡からうかがうことができよう。

伏して邸鈔（ていせう）を読むに、各衙門は經費の裁減を籌議して微なるこ  
とに至らざるなきも、誠に亟需をすくい難きを恐る。因りて思う  
に各省捐輸の人はおおよそ田間より来り、つねに天顔を瞻（あやま）観し、  
宸翰を欽承するを不世の榮となす。近年いらい捐輸の人員は逾（あま）  
裕の施恩を蒙るといへども、ただ缺を得るに期なく、いまだ擁

擠を免れず。…天恩を仰懇すらくは、各該督撫に諭知せられ、各項の捐輸人員を査明し、すでに奉賞して道・府（への任命資格）を給せられて候選・候補する者は、冊めいばを造して軍機処に送り、並に各該員をして即日進京して召見に預備せしめ、其の瞻仰の悦よろこを遂げしめん。其の到京するをまちて密かに敬徴をして妥よしな為に照料せしめられよ。敬徴（宗室出身。一八四一—四五年戸部尚書在任）は戸部尚書にかかれは、理財は其の專責なり。必ずこれをして輸忱報効せしめて餉需をすくわしめん。召見の後、候選すべき者は旧のごとく（吏）部に帰り（候選せしめ）、候補すべき者は原省に発回して（候補せしめ）、そのうち材具用うべき者を察して毎項一・二人を簡用せられよ。かれらをして由らしむるもこれをして知らしめざれば、該員ら（依然得缺に期なきことなど）夢寐だに（思ひ）及ばざるところ、大体において妨げなく、国計においては実に裨益あらん。内外の諸臣もしよく弁理に宜しきを得れば、ただに經費を捐輸するに先を争つて後きれるを恐れんのみならず、遵例報捐もまた必ず日ごとに起色するあらん。…（史料旬刊第三五期・著英片八）

各省において缺をもとめてひしめきはじめた候補人員を田舎者とみくびり、皇帝謁見ののち一二人を拔擢することによつてかれらの不平をそらさう、というわけである。

この密奏のなかに、われわれは当時の独裁君主権力側近の満洲人の真意を諒察することができよう。すなわち、かれらは一方では捐納をやむを得ざるものとして実施し、その収入を確保しながら、一方ではそれによつて輩出して多くの多数の官僚が壅滞する現状にたいして、この問題を真に解決する意向はさらになく、独裁君主という名目的権威によつて現状を糊塗しようとしていたのである。この皇帝権力の事実じようの後退は、つぎの事実によつてより鮮明となる。すなわち、籌餉事例を施行した咸豊元年（一八五二）に、指省分発の一項があらたに捐納の一項にくわえられたという事実である。当時、官僚はその出身の省分や師友・親戚の者が現に赴任している地方で服官することを厳に禁止されていた（回避の制）。これは官僚が土着の勢力とむすんで独裁君主に対立する権力に成長することや、あるいは官僚が公的な権力によつて、その私的權益の拡張に便宜をはかることを防止するための処置で、明代に南北更調の制を設けて南人を北方で、北人を南方で服官させていらひ、とりわけ重視されたものであった。官僚は独裁君主の命いかによつて、どこの任地へでも直行せねばならぬものと

され、缺のよしあしをえらぶことは厳禁されていた。かつて掣籤の法という機械的銓選をうみだしたのも、この皇帝の独裁権力貫徹の方向を徹底させようとしたからにはかならなかつた。しかし、ここにいたって、指省分発の捐納がゆるされたことよって、できるだけ自分に都合のよい省分をえらんで分発を捐納することができることになつたわけで、それはかつて掣籤の法が意図したところとは対極的な位置まで独裁権力が後退したことを意味するであろう。

太平天国末期から知州県の四〇%が捐納出身者によつてしめられたことは統計的にあきらかであるが、また、捐生には種々の優先的選用の措置が講じられたにもかかわらず、候選期間がなくなれば分発を加捐して各省に溢出し、「軍興いらい捐納・保挙するものにして、吏部の毎月各省に分発する者百數十員」（光緒朝東華録・四年八月癸巳・御史溥大章奏）といわれている。

かくのごとく各省に溢出した分発人員をあらたな官僚の一層としてみとめ、その心得をおしえる官僚、方大湜著「平平言」（東大東洋文化研究所・大木文庫蔵）によれば、これら分発人員すなわち委署試用人員は「省に到りて候補す

れば、即ち須らく主意を立定し、切に邪説に惑うべからず」（卷一「立志在候補時」）「品行端方にして公事に練達せる者を師ともし、友ともすべき人として交際し」（同上「候補宜釈交」）「上司に見えては切に旁若無人に高談闊論すべからず、多口なるべからず」（同上「候補宜謹言」）「候補人員見上司」とされ、その候補期間に「経史をはじめ歴代名臣言行録、国朝先正事略を読んで心性を陶冶し、精神を鼓舞し、さらに実政録・皇朝経世文編・五種遺規・福惠全書・閩民録・牧令書・佐治藥言・学治臆説・夢痕録節鈔・庸吏庸言・蜀僚問答・農桑輯要・農政全書・授時通考・荒政輯要・捕蝗要訣・読史兵略・金湯借箸・郷守輯要・折獄龜鑑・鹿州公案（又名益智新書）・歴代河防類要・治河方略などの官僚類を讀んで地方政務の得失・是非を弁別する眼をやしなひ、さらに会典・律例・則例の類から海国図志・各国通商条約の類まで涉覽すべし」（同上「候補宜読書」）とされている。いわば委署試用（在外候補）の期間は、文字どおり地方行政実務に精通する準備期間とされるべしと説かれている。しかし、さきに買田退官の計を推奨しながら、肝腎なそのことにはふれていない方大湜の平平言は、官僚にたいするいわば表

むきの教科書で、各省に溢出した候補人員が現出した情況は、この官箴の説くところをまったく裏ぎるものであった。

同治八年（一八六九）、江蘇巡撫丁日昌の条陳力戒因循疏（道咸同光奏議・卷二〇所収）はその状態をつぎのようにいう。

…軍興いらい、捐納四開し、而うしてまた減価して以ってこれを招く。…たとえば江蘇省これを言えは、道員の外補によるべき缺は、二、三員にすぎず。府・州・県・同・通の外補によるべき缺も亦、数十員にすぎず。而して候補道（員）約六、七十人あり、候補同（知）・通（判）・（知）州・（知）県約一千余人あり。夫れ千余人を以て数十員の缺に補するは、もとより已に溢々として期なし。たとえ資に循じ格を按じて署事を求むるも亦、十数年にあらざれば一年（の署缺だに）得ることあたわず。其の捷足に先登する者は、鑽營に善みなるにあらざれば、即ち黜援する所ある者なり。…十余年に至りて署事一年を得れば、此れより前十数年中衣服・飲食の資・養家応酬之費、皆須らく一年の署事中に於いて取償すべく、この後十余年中衣服・飲食の資・養家・応酬の費、また須らく一年の署事中に於いて余蓄すべく、犬羊を刳虎の前に置く（がごとし）。……

すなわち、候補人員は上司にとりいつたり、なんらかのつてをもとめるのでなければ、外補の機会は遙々期なきほど

であり、ひとたび署理を委任されると、その前後二〇年間の諸費用をその期限とされた一年の署理期間のうちに取償せんとして、苛斂誅求に及ぶ、といった状態が現出していたのである。ここから二つの顕著な傾向を指摘しうるのである。一つはいうまでもなく、候補期間の増大にともなう、署事官員による誅求の激化、すなわち人民からの取奪の激化であり、その一つは、鑽營・黜援をつうじての地方督撫官僚とこれら候補人員の私的結党の強化である。本来、科挙の試験官と合格者とのあいだにむすばれ、正途出身官僚が朋党を結成するさいの紐帯となった師生という呼称が、このころにその内容を一変して、督撫など上司官僚と、それによつて補用される属員官僚とのあいだの私的関係を呼称する語にかわつていったのも、その具体的ならわれであった。

督撫などの上級官僚が、省城にひしめいている候補人員のために、臨時の業務を委任して、その糊口の資を確保してやることを調剤というが、調剤の一つはさきにもえた州県の署理であつたが、もう一つの方法は、これら州県とは別に設けられた官庁への委署であつた。太平天国剿滅の有

力財源となった釐金税を徴収する釐金局が設けられていご、各種の新官庁が某某局の名のもとに設立された。これら新官庁は会典に設置が規定されている伝統的な官庁とはちがつて、実欠人員によつて運営されるのではなく、すべて臨時に官を派遣（委差）することによつて運営された。これはもともと太平天国軍との戦局非常時下に旧設の官庁の陋習にとらわれぬ革新的運営をねらつて設けられた官庁であったが、候補人員の壅滞は、この新官庁をもつぱらかれらの糊口の資を供する機関に変質させた。釐金局（釐卡ともいう）設置いごに設けられた新局は、おびただし数にのぼるが、光緒一〇年（一八八四）に戸部によつて候補人員を調剤する地歩と化しているとして摘発されているものだけでも、

すでに報部せる者。軍需に於いては則ち、善後総局・善後分局・軍需総局・報銷總局・籌防總局・防營支店總局・軍裝製辦總局・造製棗鉛總局・收發軍械火藥局・防軍支店局・查辦銷算局・軍械運局・練餉局・團防局・支發局・收放局・運運局・採運局・軍械局・軍火局・軍裝局・軍器所・軍需局等の項の名目あり。洋務に於いては則ち、洋務局・機器局・機器製造局・電報局・電線局・輪船支店局・輪船操練局等の項の名目あり。

地方に於いては則ち、清查藩庫局・營田局・招墾局・官荒局・交代局・清源局・發審局・候審局・清訟局・課吏局・保甲局・收養幼孩公局・普濟堂・広仁堂・鉄銅局・桑線局・戒烟局・刊刻刷印書局・採訪所・採訪忠節所・採訪忠義局等の項の名目あり。其の塩務は則ち、各處塩局・運局・督銷局あり。其の釐卡は牙釐局を除くの外、則ち百貨釐金局・洋藥釐捐局および西項の各處分局等さらに枚挙するにたえず。其のいまだ報部せざる者は、なお凡幾なるを知らず。かつ事のまさに司道庁州県に責成すべき者も亦必ず別に一局を設け、以て閒員を安置するの地歩となす。地方の責ある者、反つて身を事外に置くべく、各局林立するに、限制毫もなし。其の实事を究めるに、一つとして成効なし。該管上司は屬員に好まれんとするにすぎず、公款の盈虚は計らざる所にあり。種々の消耗は、何んぞ底止する所あらんや。（光緒朝東華錄・一〇年二月戊寅・戸部等奏）

このうちでもっとも収入にめぐまれていたのが「上官は釐差を以て調剤をなし、委員は釐局を以て利藪となす」（同前書・四年八月丙戌、御史董鶴翰奏）といわれた釐金局であった。その収入は「毎年万金あるいは三、五千金不等を獲すべく、官場中ついに『一年の州県缺に調署さるるも、一年の釐局の差に当るにしかず』の語ある」にいたつた（同前書、

五年一二月乙卯、給事中劉曾奏。「一缺出ずれば謀幹する者数十員、一局開けば求差する者百余輩、未だ得ざれば、則ち汲々として鑛營し、すでに得れば、則ち孜々として利をなす」(同前書、八年五月庚寅、御史陳啓泰奏) ような状態にたいして、そもそも候補壅滞の因をつくった独裁君主には、当然のことながら抜本的処策の力などなく、かえって当時二千万両前後にのぼったと推定されている各省の釐金収入や各省の捐納収入は、ほとんど督撫などの支用に供するままだに放置される結果をまねいたのである(同前書・七年二月戊戌、給事中張觀準奏參照)。

清末の洋務論者が設立した種々の官営工場(機器局など)が、「民すらなお郷に乞食するに、官(僚)は則ち國に乞食する」(同前書・一〇年六月癸未、御史吳壽齡奏)とまで罵倒された、これら候補人員の貪慾のまゑに、いずれも目的を達成できずにおわつたのは、けだし当然のこととせねばならない。

一方、前にのべたように軍興らしい吏部での毎月の分発人員は百数十人といわれたが、光緒五年(一八七九)には(京官への分発をふくみはするが)「毎次の分発員名は二百余

人をくだらず、多きこと三百以外に至る者あり。統計するに一年にはほとんど三千人に及ぶ」(同前書・同年十一月丁丑、御史章乃畚奏)といわれ、一四年(一八八八)には「毎月投供人員の多きこと四五百人に至るあり。毎月分発人員の多きこと三四百人に至るあり」(同前書・同年六月己酉・吏部奏)と漸次に増加していった。これにたいして、分発人員をうけいれる督撫は、やがて頻々として自己の省分への分発を暫時停止するように要請するにいたつたのである。しかし、分発の暫停によつて事態はなんら解決をみたわけではない。光緒二十二年(一八九六)の翰林院侍読学士陳兆文のいうところをみよう。

……各省候補人員、道・府は多きこと千余人に至る。督撫は人の(用いるべき)事より浮ぐるを以て、遂に紛々として分発を停めんことを請う。知らず、(候補人員は)此の省すでに停むれば、則ち他省を改指し、また離(省)を(加)捐して指(省分發)を(加)捐し、任意に更張し、(結局は)鄰(省)を以て壑(省分發)にすぎざるを。況んや(分發)停止の期満つれば、捐生紛至縻集し、前者未だ疏通せざるに、後者さらに壅滞をあらわすをや。いづくんぞ其の仕途を澄清するを見んや。(光緒朝東華錄・同年一月乙未)

すなわち、候補人員は水の低きにつくがごとく、こちらの省で分発を停止すれば、改捐して分発をうけいれる省分に殺到し、さらにあらたな壅滞をなし、しかもなお「差を得る者は十の二三」(陳兆文前引奏)といわれるわずかな機会をめぐって、督撫への鑽營・奔競はいたらざるなきような混乱を呈したのであった。

これにたいして、あるときには候補人員を課吏館に收容し、地方行政の実務教育を施したり(同前書・一三年二月甲申・剛毅奏)、あるいは毎月候補人員にあらためて試験を課して奨銀をあたえる(同前書・一四年六月己酉・岑毓英奏)といった対策がこうじられたが、候補人員の官缺を利殖の具とする利慾の本心は、これらの施策によってにわかにかえられるものではなかった。

清朝が滅亡の危死に瀕した光緒三四年(一九〇八)の河南省における候補壅滞の状況をつたえる林紹年の奏はつぎのようである。

臣が其(官僚)の貪枉なる所以の故を深察するに、多くは実缺を候補するによる。(かれらは)みな遠道より来る。到省の前に盤費・安家の費あり。到省の後、雇賃車馬の費あり。動もすれば

必らず親(戚)知(人)より借貸し、産業を變売して、始めてよく敷衍す。また缺少く人多し。数年にして一差だに得ざれば、日に積み、月に累し、負債益々深し。所以に一差缺を得れば、便ち取償せんことを思う。……加うるに邇來物力日に増し、錢匱日に落つ。一切の差缺、廻るかに前にしかず。実缺候補は岌々として終日すべからざるの勢いあり。汴省(河南)に就きて論ずるに、州・県・佐・貳の差缺は二三百にすぎず、しかも候補人員の多きこと千余に至る。分発する者なお源々として来る。差委すでに遍及するに足らざれば、則ち奔競當求、なきざるはなし。……ほとんど行乞を以て度日の計を為すにちかく、需索騷擾、言うにたうべからず。……吏治の墮壞、此に至りて極れり。(光緒朝東華錄・同年五月己亥)

かくして独裁君主権力が最高の貫徹をはかって、雍正時代に創始した、委署試用人員の分発と外補の制は、それが捐納の対象となるに及んで、皮肉にも清末の吏治混乱の主要な原因をなすにいたつたのである。しかし、このばあい、吏治の混乱とは、官僚的取奪の苛酷なまでの激化の意味に解さねばならない。それは、「陞官発財」的官僚稼業の本質を極限にまで暴露したものであった。かつて独裁君主の名目的権威を過信して、分発人員の壅滞を「由らしむるも

知らしめざる」の方針で糊塗しようとかんがえた満洲首腦部の底意は、かれらが意識したといなにかかわりなく、この伝統的陞官発財の機会を、中国人民の脂膏を犠牲にして無制限に開放することとひきかえに、その名目的権力を保持する結果をもたらしたのであった。頻々たる分発の暫時停止の上奏は、すでに官僚稼業の利殖性が督撫の目にさえ、その限界に達したものと映じたことを意味する。一九世紀初頭いらい、産業資本主義成立の後背地としての地位から、直接に帝國主義諸列強の投資の対象とされるという、全中国の總体的疲弊の進行過程において、中国の農民は、これら餓鬼的官僚稼業者の限界をこえる収奪によって、しだいに飢餓的狀況におこまれていったのである。

## 七

ここでひるがえって、この間における科挙層の動向に注目してみよう。さきの統計的結果にあきらかなように、捐納の盛行によって官僚的収奪の機会が無制限に開放されたにもかかわらず、清末にいたるまで全知州県の五〇%僅余は正途出身者によってしめられており、さらにその比率は、

浙江・江蘇・安徽・湖南の各省をのぞいた各省分では、例外的な山西を最高に、いずれも全国平均よりもさらに高い比率をしめしていた。すなわち、この事實は全国一八省のうちなおほとんどの省分において、科挙への志向は依然ねずよいものがあつたことを裏がきしている。しかし、その動向をみて、まず顯著なのは、正途出身者の知州県をはじめとする官界登場の機会の狭隘化である。それはまず、吏部月選における候選期間の長期化としてあらわれた。進士に例をとれば、その雙月大選における知県への任用の比率は、さきの銓選則例の規定を参照するに、一週二三人一班のうち七〜九人であつた。しかるに、花様による捐納班の優先的選用におされて、この比率ははるかに規定をしたまわつてきた。同治元年（一八六二）にすでに「正途人員はほとんど到班の日なし」（道咸同光奏議卷一・前順天府尹蔣琦齡「應詔上中興十二策疏」といわれたが、光緒六年（一八八〇）現在の狀態について、御史李璠はつぎのようについて。

郷・會試は掄才の大典なり。而うして読書して通籍つうせきせる者は、寒賤の士半多なり。其の帰班して知県を以て銓選する者、即用知県を以て分發する者、おほむね類ね中年いこの人なり。正に宜しくこ

れをして時に及んで自効し、百里（知県）の才を展しむべし。従前選輸ただ數十人にて一週す。到班甚だ易し。近ごろ各項の挿班甚だ多きに因り、一輪一二百人を以て一週す。到班甚だ艱し。而うして捐納人員はひとたび上免すれば、便ち得官すべし、…… 婦班知県・即用知県また又補選に期なし。銀捐（班）に婦せんと欲すれば、則ち寒素なるに苦しむ。僅かに即用（班）に婦せんと欲すれば、則ち庄班に苦しむ。徒らに晩成の器をして、ほとんど廢棄の材となすにちかし。設科取士の意に於いて殊に未だ治せざるなり。（光緒朝東華錄・同年二月乙丑）

すなわち、刻苦ようやくやく合格の榮を手にした婦班進士は、一二百人一週に選用の進士はわずか数人と渋滞している月選で、また長い候選の期間をまたねばならない状態におかれたのである。光緒二年（一八七六）、この候選期間は「十余年にしてなお選を望み難い」ほどになり、それまで許可していなかった進士候選知県の分発をゆるした（同前書・六年五月己卯・御史王炳炎奏參照）が、それにも分發銀兩の要ることであり、資力のないかれらは、いたずらに廢棄の材の悲運をかこつたのである。たまたま分發銀兩を工面できても、ひとたび捐納班に身を染めると「原資（正途の資格）はずでに断たれ、一体に異途に歸入され」て、べつに優遇処置は

こうじられるわけではなく、委署、委差は賄賂しだいといふ督撫のもとにあつては、「正途は悃悞にして無華、其の趨驗・應對は、誠に異途の工みなるにしかず」（同前書・六年四月乙丑・御史鄧純嘏奏）といわれ、官場はこのために「近來各省の風氣、往往候補人員の擁擠するに因り、州県を輪署せしめ、実缺（の官）かえつて少し。これにより官常愈々壞れ、百姓の受禍愈々酷し」（同前書・元年五月丁酉朔・御史彭玉麟奏）という状態であつたが、これは督撫が正式の知州県（実缺の官）を省城によびだし、故意に逗留させては、腹心の署事の員を派遣したり（同前書・二年七月戊子・張規華奏）、吏部月選によつて赴任してくる実缺の官を省城に逗留させては、その缺を候補人員の調劑の具に供したりした（同前書・二年一月甲子上諭）からであつて、その結果、かれらは幕客として官界の寄生的な存在として生きのびるなど中年をすぎて官界に登場した進士に、官場の風はどこまでもつめたかつたのである。

かくして官界登場の手段としての科挙は、ようやく魅力のあせた存在になりつつあつた。その一例を安徽僻境の土豪より太平天国・捻軍の剿討によつてにわかに淮軍の将領

にのしあがった周盛伝が、故郷の姪にあてて立身出世の道をしめした書簡からうかがってみよう。

汝は年富力強、正に養憤有為の時なり。ただ家に在ること日久しければ、恐らくは俗習に狃れ、未だ目前の急務を知らざらん。

余汝に示めすに、立身遠大の道を以てせん。いやしくも能く余の言に恪遵すれば、則ち(汝の)前程は正に未だ暈るべからざるものあり。略々数端を挙げれば、汝謹みてこれを思え。

第一。宜しく洋人の機器を学ぶべし。洋人は心靈手敏、推算・天文・地理に善く、洞悉せざるはなし……。我が朝京師に於いて同文館を立つるあり、通商の埠頭にも亦機器局を立つるあり。汝果して上進を志すあらば、余は即ち汝を送りて(機器)局に進め習学せしめん。一旦功なりて回家すれば、能く人の巧みにする能わざる所を巧みにし、能く人の知る能わざる所を知り、ただに克家の令子たるのみならず、並に学の津梁たるべく、其の顕榮なること、科第に並らざらん。此れ第一の要務なり。

ここでは洋務による立身が科挙におとらざるものとして第一にしめされる。第二は「軍營に就きて出身せんと欲するも亦いまだ不可となさず」であり、第三は「余が身边に在りて、一切の夷務の諸書を以て、不時に省覽し、将来回家するも亦佳子たるを失せず」であり、そしてさいご第四に

また然らざれば、即ちなお延師して読書し、八股の試帖を講求し、以て応試するに備えよ。もし能く一衿を博し、一第を得れば、また自家するに足る。此れ第四の立身の法なり。(周武莊

遺書外集卷三・家書)

と従来どおりの挙業がしめされているのである。ここでかつての科挙の位置は、洋務や投筆從戎にとつてかわられてゐる。この書簡がかかれた日子はあきらかでないが、しかし、これは周盛伝じしんがのべたごとく、安徽のいなかにあつて「俗習に紐れて、目前の急務を知らぬ」者にたいして、先見の明をほこつてゐる訓示なのであつて、洋務による立身を説かれても、当時なおおおくの科挙層が依然として僻田山野の間にあつて、挙業に精励していたとかんがえてよいであらう。

しかし、光緒二四年(一八九八)、会試のために北京に雲集してきた全国の挙人千二百余名を結集し、その名を連署して訴えた、康有為発起の公車上書は、かく冷遇されてきた科挙層の社会にたいする憤懣をその基礎にしたものであつたといえよう。ただ、かれらの憤懣がいかに激越なものであり、かれらの要求がいかに熾烈なものであつたにしても、

戊戌変法とよばれたその運動がすでに形骸をとどめるにひ  
 としい独裁君主の名目的權威にたよったかぎりにおいて、  
 運動のみじめな破産は当然のことであった。その直後、光  
 緒二六年（一九〇〇）の義和団運動があきらかにしたように、  
 すでに李鴻章・劉坤一・張之洞などに代表される督撫権力  
 は、独裁君主の帝国主義列強にたいする宣戦の論旨を公然  
 と無視して、列強と独自に協商して「中外互相保護」の態  
 度をとらうるほどに強大な反中央権力となっていたからで  
 ある。清末における科挙層の最初にして最後の社会運動で  
 あった戊戌の変法運動が、督撫によって憫笑された光緒帝  
 による勅諭の濫発におわった原因は、かかる高級官僚の銜  
 選権が、光緒帝の背後にあった西太后によって握られてい  
 たことにあった（梁啓超「戊戌政変記」参照）にとどまらず、  
 その真因は捐納層と野合し、あらたに帝国主義列強をその  
 光背にいただいて独自の権力を形成していた督撫権力の反  
 対にあった、ということができようであろう。かく督撫権力  
 と対立した科挙層は、やがて光緒二九年（一九〇三）、こん  
 ご三回にわたって合格者を通減し、一〇年ごには科挙を全  
 廃する、という張之洞・袁世凱の上奏（光緒朝東華錄・同年

一月丙午参照）で、さらに光緒三十一年（一九〇五）、かれら  
 がフランスに勝ったプロシヤあるいはロシアに勝った日本  
 にくらべて「我が国が独りあい細しそけらるるを形あつちすは、則ち  
 科挙の停まざるを以てなり」と國家の窮乏・弱体化の全責  
 任を科挙に帰せしめ、かさねてその廃止を上奏（同前書・  
 同年八月甲辰）したときに、最終的に権力に見すてられたの  
 であった。

科挙の廃止がきめられた当時、「舉人、貢生は數万人を  
 下らず、生員は數十万人を下らず」とみつもられている  
 （同前書・三三年二月壬子・政務処奏）。これにその「多くは寒  
 士に係る」（同前書・三三年四月壬子・礼部奏）といわれた生  
 員の資格をさえ取得できずにいた者をくわえると、科挙層  
 の総数はさらにこれをうまわるものであった。前引の政  
 務処の上奏は、これら貧困な科挙層を拾収する善後策とし  
 て、またまた各省への分発をふくむ種々策を立案している  
 が、われわれは光緒三十一年いごに急増した日本への留學生  
 のうちに、さらに辛亥革命を推動した同盟会員のうちに、  
 かれらのその後の姿を容易にみいだすことができるであろ  
 う。

## むすび

いじよう本稿は、雍正時代から始めて、大清摺紳全書から知州・知県をぬきだし、そのなかにしめる捐納出身者の比率の変動を参照しつつ、清末にいたるまでの官僚機構の趨勢をたどってみた。本来、士大夫の常識が捐納出身者を正印官たる知州県に許容する比率は、公的には吏部銓選則例の雙月大選における二六人一班ちゆうの四人という比率（一七％）が、ひとつの参考になろうし、じじつ「正途八九、捐班一二なれば、吏治に於いて未だ大害をなさざるなり」（光緒朝東華錄・元年二月己丑・河南学政費延盤奏）との発言もある。統計の結果は、乾隆時代の比率のみがそれにはほぼ相当するが、本稿ではその前後の時代で捐納出身者の比率が増加する意味を、まずあきらかにした。さらに、この統計にあらわれてこない分發委署試用人員（在外候補）の存在について、その創制にさかのぼって清末における変質についてあきらかにした。清末の地方政治は「吏治の壞は、現任人員に壞さるる者半ばにして、候補人員に壞さるる者半ばなり」（同前書・一〇年六月癸未・御史吳壽齡奏）といわれたか

らである。

さいごに、本稿が冒頭に提起した、中国近代における中間層の動向という観点から、これに一応のまとめをこころみてみよう。

まず、わたくしは問題の提起にさいして、中間層とよんでいたものを、本稿をつうじて、それが中国では捐納盛行ごとに、わたくしが科挙層とよんだ層にあたることをあきらかにするようにつとめた。そして、つぎに科挙層が当時の社会のどの階級ないし階層までを包含したものであったか、すなわち、科挙層の下限をさぐり、それが自作農層をも包含したものでなかったか、という一応の推定をおこなった。科挙のたてまえからすれば、それは身家不清白とされた若干の「賤民」をのぞいて、当時の全中国民を網羅すべきものであった。ただ、それはあくまでもたてまえであって、科挙層の下限を地主の苛酷な収奪のもとにあった佃戸層にまでかさねることは牧歌的にすぎるし、おそらく歴史の現実にそむくことになろう。しかし、科挙を意識的に運用する権力の意志が、康熙初年の山西においてみたらうに、おそらく自作農層をもそこに包含しようとするにあ

り、また嘉慶時代の湖南にその一例をしめしたように、その意志がじじつ実現している、とみたわたくしの推定は、そう歴史の現実にそむくものではなからう。

その範疇からして、地主的な土地所有者へ上昇するか、あるいは土地なき貧農すなわち佃戸層へ転落するかの二者を択一せねばならない自作農層に、第三の道すなわち科挙によって官僚になる機会をあたえるような構造をもった点に、中国の前近代社会の特徴があったとかんがえるわたくしは、そこからつぎの二つの点を仮定してみたい。

その第一は、この特徴からして陞官がそのまま発財につながる法則がなく存在した原因をみちびき得るであらう、ということである。きのうまで力作自食、額にあせして水車をふんだ一田農が、ひとたび知県として刑名・錢穀・戸婚・田土の責をおえば、そのいづれもが濡れ手に粟式な致富の泉脈として、そこにあるのである。士大夫が孜々として挙業に没頭したのも、中年すぎてなお一官をものすれば、この致富の泉脈にありつけるからであつた。科挙はまさに限らない士大夫の貪慾を、限りある致富の泉脈に配分する制禦装置の役割りをはたしたのである。したがって独裁君

主にとつては、ひとたび士大夫連が挙業に没頭しさえしてくれたならば、すでにそこで問う内容は、極端にいえば、なんでもよかつたのである。挙業の内容はながく八股文であつたが、それは古典の句・節をぬきだして題とし、煩雑な形式にしたがつて答案をかかせるものであつた。われわれは科挙が試験制度として、その規模の壮大なると、その運営の精緻なるに驚嘆するのであるが、同時にそこで問答される内容の無味乾燥さに、一驚を禁じえないであらう。その理由は、科挙の本質的機能が、上述のごときものであつたからにある。これとならんでわたくしは、独裁君主の官僚登用の本質がもつとも戯画化されている例を、挙人を知県・教職に選用する大挑にみいだすことができるとおもう。当時、官僚の品性として「漢仗おとこぶち」が重んじられてはいたが、清稗類鈔「大挑知県」は大挑のやり方をつぎのよう  
にいう。

大挑は品貌を論ず。同・田・貫・日・身・甲・氣・由の八字を以て衡さかと為す。同は則ち面かほの方長なる、田は則ち面の方短なる、貫は則ち頭大にして身の直長なる、日は則ち肥瘦長短適中して端直なるもの、皆選たに中る。身は則ち体斜にして正ならず

る、甲は則ち頭大にして身小なる、氣は則ち卑肩(へいけん)にして高聳(たかび)なる、由は則ち頭小にして身大なるもの、皆中選せず。

事ここにいって、わたくしは人間の尊嚴のために憤りをおぼえるが、これがそのままおましめにおこなわれていたのである(嘉慶朝東華錄・六年三月癸巳參照)。かの昏々たる士大夫にして、人の資性能力を論ずるに容貌をもつてするの誤りに気づかぬはずはない。しかもかれらはこれを唯々としてうけいれたのである。それというのも、こんにちからすれば、償うべくもない人間の誇りを放棄させるほどに、当時の陞官が莫大な発財につうじたからであった。

自作農層が、かかる陞官発財の機会と背なかわせであったことは、それが純正な農業経営をつうじてさらに富農化していくことへの意慾を、はなはだ鈍らせたであろう。かかる社会にあつては、地主たる大土地所有者の資本はいうまでもなく、その他の資本蓄積の一切が、陞官発財のための資本に転化する傾向をつねに潜めていたのではなかつたか。であるとするれば、一〇世紀後半、宋代の科挙盛行いご、再三にわたる王朝の交替にもかかわらず、不死身の官僚機構統治のもとにあつた中国社会は、その間に当然一定

の生産力の昂揚を前提せねばならないとしても、大土地所有が、これも宋代いごに盛行したといわれる均分相続によつて生ずる土地の零細化をたどる運命のあげくに、当然に予想される中小地主ないしは自作農層の輩出にもかかわらず、これらがふたたび陞官発財によつて大土地所有者へ逆戻りする、といった循環から、ついに脱却できなかつたのではなからうか。

さらに第二に、かく陞官発財を約束され、その故に榮譽あるものとされた官僚は、その統治にあたつて、超階級的偽装をもつたであろう、ということである。現実に自作農までしか包含しえなかつた科挙は、官僚たるの機会を土地の所有者一般のみにしか開放していなかつたといえよう。したがつて、その官僚統治は、土地所有権の擁護をその本質的課題としたものであつたが、それが擁護されるかぎりにおいては、その他の一切の社会的諸矛盾は、官僚対被統治者一般の關係に還元・呑併されてしまつたのではなからうか。それはあたかも、わが国の旧帝国軍隊が、天皇のもとに統率され、そのなかでは「四民平等」のたてまえが確立されて、「地方」社会における一切の權威が、軍隊の權威

に還元・呑併されたのに類するものであつたであろう。したがって、地主・佃戸関係が普遍的であつた当時の社会に、なお現実にはおおくの例をみる奴隸主による搾取も、それが官僚統治の否定者としてたちあらわれぬかぎりには、官僚によつてそのまま放置されたし、すでに耕作権の確認を地主にたいして契約によつて承認させるまでに伸張していた佃戸層が、裸出した地主との階級斗争のなかで、個々のに地主から勝利獲得した諸権利も、直接には官僚権力の讓歩としては結果せず、鮮明に権力の次元に定着され難かつたのではなからうか。であるとすれば、宋代いごの大土地所有制が、ついに近代にいたるまでそのなかに奴隸制をさえ残存しつづけ、また、その間に当然に前提される生産力の一定の昂揚にともなう佃戸層の地位向上も、直接には権力の次元に反映され定着されていないのではなからうか。

これらの特徴を仮定した前近代中国社会を、わたくしは仮りに**官僚社会**とよんでおくが、それにとつて一八世紀の初頭に、雍正帝が独裁君主権のよりいっそうの貫徹をはかつてこころみた諸施策は、いかなる意味をもつたであろうか。まずそれは、陞官発財的官僚稼業の利殖性にたいする

一定の制限となつてあらわれた。地方官僚を経手する国家収入に公・私の別を敲にして、中央財政収入を確保する目的でおこなわれた地方官僚への養廉銀の支給が、それである。養廉銀兩は官僚個人の生活をまかなうに足る額ではあつたかもしれないが、これに寄生する一族郷党の類いまではうるおさなかつた。由来、ある官僚が科擧に合格しえたのは、その個人の能力にくわえて、祖先いらいの徳のいたすところとする伝統觀念があり、ひとたび任官すると、宗族・郷党がその収入に寄生するのが常であつたことは、さきにものべたが、しかし、つぎの挿話は、雍正時代の施策が、この伝統的風潮をおびやかすほどの徹底をはかつたものであつたことを、ものがたるものであろう。

雍正の間、張扈詔、字は図南なる湖南人あり。嘗つて兩淮運使、巡鹽御史に官たり。貪吏の後を承け、整飭廉隅、一塵だに染めず。故に故郷・親族の来りて沾潤を冀う者は、一切謝絶す。遂にその先（祖の）の塋はかを發はらきて以て怒りを洩す者あり。卒にまた悔まず。家はただ小屋數椽、瘠田半畝あるのみ、脂膏に処りて潤うるざりし者と謂うべし。（發吉齋叢書録・卷八）

しかも、この徹底的施策が正途出身者をおさえて、官僚稼

業による利殖の必要度の比較的にうすい捐納層を優遇することによって施行されたことは、科挙層には重大な脅威となつてあらわれたことであろう。その結果、地方官僚に大量の満洲人が進出したことはともかくとして、官僚構成から科挙層を排除することは、超階級の偽装の伝統をもつた官僚機構を、露骨な階級的支配を顕現した機構へと変質させる危険性をはらむことであつた。雍正帝の諸施策が、皮肉にも主観的には官僚的収奪の対象となるような被支配層を念頭におき、たとえば賤民の解放などを実施しながら、かかる層の積極的な力に依拠せずに、如上の手づきによつて階級的支配を強化したことはその効果をすこぶる減じたのみならず、かえつて乾隆時代にはいつて、すみやかな反動風潮をまねく根源ともなつたのであつた。

しかし、阿片戦争とそれにつづく太平天国によつて、その到来をつげられた近代中国においておこなわれた捐納は、雍正時代の捐納とはまったく別の意味をもつた。それこそ伝統的な官僚稼業の利殖性を無制限に開放することとひきかえに、独裁君主権の維持をはかろうとするものであつた。それがもたらした官僚収奪の激化の様相については、ここ

で再びふれない。ただ、捐納層が銓選の壅滞がすむにしがたがつて、地方督撫とむすび、ますます独裁君主権の貫徹をはばんで、地方分権化の様相を呈していったことを指摘するにとどめる。この弱体化した独裁君主権を生きながらえさせたのは、それが科挙によつて科挙層をにぎつていたからにはかならなかつた。科挙層の底辺に包含せられたとはいへ、相対的には他の中小地主、大土地所有者にくらべて官僚たるの機会が格段に低かつたであろう自作農層が、近代資本主義との接触によつて、自給自足的生産を不可能にされ困窮していったことは、想像にかたくない。しかしなお、あるいはそうであればあるだけ、自作農層は科挙にしがみつづけ、伝統的な姿勢を保守しつづけていたのであろう。捐納層が科挙から離別したことによつて、相対的に科挙層の科挙合格の比率は緩和されていたかもしれないが、困窮化した自作農層の合格率は、おそらくさらに低下していただであらう。それにもかかわらず、科挙にしがみついていたこれらの層を、われわれは一概に非難はできません。そのためには、かつてわれわれの幼時に、無責任に発せられた「おおきくなつたら、なんになる」という問いに

たいする答えを、われわれは羞耻の念をもって憶いおこさねばならない。そのなかから、幾人のソーリダイジンが、また幾人のタイン<sup>ニ</sup>ウが現実に出現したのであろうか。かつて曾国藩の晴耕雨読の生活が美談として流布されたように、権力は被統治者につねにかかる幻想をふりまくものなのである。近代中国においても、それは例外ではなかった。深化しつつある民族的危機をよそに、科挙層はなお官界への登場を夢みて八股文にうつつをぬかしていたのであった。

たとえば、やがて公羊伝が変法論者の理論的根拠として再評価されようとしているときに、これら科挙層の一部には、公羊伝の存在をさえ知らぬ者がいたほど、時局の推移に背をむけていたものが科挙層にはあったのも不思議ではない。

（光緒朝東華錄・元年四月己卯・薛福成疏参照）。

これら科挙層がついに社会運動にかりたてられたときは、同時にあいづく減成によっても捐納層の投資意欲を誘いきれぬほどに、官僚的取奪は人民の脂膏をしぼりつくし、伝統的官僚稼業が、すでにその利殖性を喪失しつつあったときであった。科挙層はこの官僚的利殖の機会から遮断されることよって、独裁君主権力にも見すてられたのであつ

た。戊戌変法失敗ごの立憲君主派と反満革命派との対立は、おそらく科挙層内部における官僚的利殖の機会への遠近の差によつて生じた分裂であるとかんがえられるのであるが、一九一一年の辛亥革命による独裁君主制の廃止は、権力によつて見捨てられて、それと最終的に絶縁した、これら旧科挙層主体の反満革命勢力と、あらたに帝國主義諸国とむすんで、その支配の再編成をはかろうとする旧漢人督撫権力との妥協の産物であった。北京の一隅に隠遁をせまられた満洲皇帝にとつて、その処遇はその内実にもつともふさわしいものであつたし、革命軍と取引きした袁世凱にとつて、革命は独裁君主を棚上げしてみずからが独裁君主に就任する日にそなえて、既成官僚の余剩部分をふりおとし権力を再編成するのに絶好の口実をあたえるものであつたであらう。

問題は革命派である。革命派には反満洲皇帝支配という一点で凝集した熱情と行動力があつた。しかし、それしかなかつた。革命の理論的指導者孫文には、おそろしく樂觀的な展望と綱領とがあつたが、立憲派との論戦において革命派みずからが告白しているように、それは統一した綱

領として革命派の支持をえていたわけではなく、しかもなお、伝統的な超階級的権力構造の偽装にわざわいされて、それに対置さるべきみずからの階級的自覚そのものを欠いていた。眞の階級意識は、産業プロレタリアートによつてはじめて自覚されうるものであるとはいへ、革命派のおおくが中国二千年の君主制統治の歴史を、すでに無階級社会として理解したところに、それは象徴的にしめされている。もちろん、いまや飢餓の彷徨をせまられていた貧農の存在は、これら革命派の脳中には登場せず、それは革命舞台の袖口にひしめいているのみであつた。

かかる革命派にとつて、辛亥革命はなにもも約束するものではなかつた、といえよう。かつて立憲派と革命派のあいだを文字どおり左往し右往した情況主義者梁啓超は、その現実主義者の冷徹さをもつて、革命ごに現出した社会状態をつぎのようにながめてゐる。

京師に居ること稍久し。誠に冷眼を以て社会情状を觀察すれば、則ち最も人をして愕然驚かしむる者あり。曰わく。求官の人の多きこと是れなり。余の聞く所を以てするに、城廂内外の旅館に居る者つねに十余万。その十の八九は、皆求官のために

来れるなり。而うしてその各(省の)會館に住し、及び親友の家に寄食する者の數、まさに(これに)相当せん。京師すでにかくのごとし。各省も亦然らざるはなし。大抵全国を以てこれを計るに、其の現在日に精神を費いやし、以て官を得んことを謀る者、恐らくは百万人を下らざらん。その皇々求官の故を問うに、……蓋し大率皆作官を舎てるの外、更に道の以て衣食するを得るなければなり。これを質言すれば、則ち凡そ謀生を以てするのみ。(『東方雜誌』一二の一五所録・中華雜誌所載「作官与謀生」)

梁啓超はさらにこの推定百万人の飢官者の内容を(一)清朝の官僚であつた者、(二)革命ごの官僚・議員で失脚した者、(三)他業への就職困難な留学生・学堂出身者、(四)他業職から転向する者、の四つに分類し、そして「蓋し今日に至りて、上・中流人士の衣食問題は、確かに中国の一種奇特の社会問題たること疑うべきなし」と断じてゐる。ここにわれわれは革命によつてふりはらわれたかつての官僚と、革命ご分裂のすみやかなるにすぎた革命派の残影をみいだすことができるであらう。

おもうに、中国における「近代」は、官僚社会の伝統への訣別の距離を尺度として、その信憑性を問われねばなら

ないであろう。

革命問題は、すぐれて権力の交替の問題ではある。しかし、同時にそれは、新しく樹立されるべき権力が、あらたに人間の内奥のいずこの次元から支持をうるかの問題でもあろう。打倒されねばならない旧権力が、いかに圧制の名をほしいままにするといえども、それは一方的な支配によって成立しうるのではない。その支配の原則とするものが、被支配者層によっても受容されてはじめて支配は成立し、あるいは被支配者層の一部の迎合によって、ともかく支配は成立するのである。近代にさきんずる一〇〇〇年間の中国社会の支配原則をささえた科挙は、まさにかかる原則として存在しつづけたが、同時にあたらしい世界史の開幕にもっとも敏感に対応し、それがもたらす民族的危機の到来を身をもって告げた太平天国革命の指導部にさえ、それがいかに権力構成の法則を発想せしめなかったほどに、中国民族の脳裏にこびりついたものとしてあったのである（商衍鎰「太平天国科挙考試紀略」一九六二・中華書局参照）。辛亥革命が、すでに中国において陞官発財にもとづく科挙的官僚権力の構成が不可能となつている現実を満洲皇帝の打倒

によつて暴露したことは、それが負うべきおそらく最大の功績であつた。辛亥革命は超階級的支配を偽装した官僚支配を破産させたことによつて、はじめて中国社会において権力の階級の本質を顕現したのである。

そのあげくに、革命派の理論的指導者孫文が用意した権力構成はブルジョアの選挙による議会主義であつた。袁世凱ら買弁の軍閥が議会主義を現実破産させたときから、孫文の苦悩にみちた思想的彷徨がはじまつたが、なおかれはながく純粹民主主義の幻想にとりつかれてゐた。民主主義と多数決原理を、芝居の脚本よろしく科白いりて解説した「民権初歩」（建国方略之三、一九一七年自序）に、われわれはその議会主義にたいする幻想が執念にまでなつてゐる孫文の苦悩と、しかもそれがむくわれぬ現実とを感ずるのである。しかし、やがて孫文は新ソヴェト政權の社会主義理論にみちびかれて、ついに一九二二年、買弁的軍閥政權に對置するに、農民の私的土地所有に基礎をおいた権力の樹立を志向しはじめた。そのとき孫文ははじめて中国の現実をとらえたのであつた。かれはそこでこそはじめて「黨員は做官發財に存心すべからず」（一九二二年、在広東講演）

といい、「学生は大事を做さんことを立志すべく、大官に  
做るべからず」(同上)と、明確にかの伝統的志向に訣別を  
宣することができたのである。

やがて新しい革命の指導者は、権力構成の原則を、人間  
の最小の連帯組織である夫婦の次元から提起して「中国の  
人民とくに農民をがんじからめにしはっている四本の繩―  
―政権、族権、神権、夫権」を打倒せねばならないと宣言  
した(毛沢東「湖南農民運動の視察報告」)。ここに中国は、新  
しい権力と新しい支配原則をもって再生した、といえるで  
あろう。

ここにいたるまでの中国近代史の道程をおもうとき、現  
在、ともかくも議会主義が成立してはいるものの、既成の  
政治的権力がじつに浅薄な決断をしかせまっつてこない社会  
に身をおくわたくしは、これに対置されるべきものの深刻  
なるに思いつたのである。

〔訂正〕 本稿(上)二章で筆帖式を満洲語「巴什克」の漢訳と  
したのは誤りで、正しくは満洲語「Dihesi」の漢音訳とす  
べきで、ここに訂正します。

(京都大学研修員)